

○ 議事日程(第4号)

- 1 議案第25号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)
- 2 議案第26号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 議案第27号 令和3年度塵芥車購入事業の売買契約の締結について
- 4 議案第28号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり(12名)

2番	白鳥金次君	8番	渡辺正男君
3番	山本岩雄君	9番	山本光俊君
4番	湯本晴彦君	10番	西宗亮君
5番	望月貞明君	11番	小林克彦君
6番	布施谷裕泉君	12番	徳竹栄子君
7番	高田佳久君	13番	高山祐一君

○ 欠席議員次のおり(なし)

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長 小林元広 議事係長 田村英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のおり

町長	竹節義孝君	副町長	増田隆志君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	山本和幸君
教育次長	宮崎弘之君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	町田昭彦君		

(開 議)

(午前10時00分)

議長(高山祐一君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(高山祐一君) 本日は日程に従い、議案の審議を行います。

1 議案第25号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)

2 議案第26号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議長(高山祐一君) 日程第1 議案第25号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)

及び日程第2 議案第26号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の2議案を一括上程し、議題とします。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1つずつ行ってください。以後の議案についても同様とします。

議案第25号について質疑を行います。

10番 西宗亮君。

10番(西 宗亮君) 1件お願いします。

ページは17ページであります。

17ページ、4目の18節観光施設費のところではありますが、観光施設整備補助金ということで、一茶堂の改修か何かということで説明を受けております。11万5,000円でありますけれども、実は、この観光施設整備補助金という名称の補助金は、この広報やまのうちの5月号に補助金等の一覧表が今年も出ているんですけども、そこにはないんですね、こういう名前の補助金というのは。そんなもので、どういう整合性があるのかということをお尋ねしたいのですが、よろしくお願いします。

以上です。

議長(高山祐一君) 観光商工課長。

観光商工課長(湯本義則君) おはようございます。お答えいたします。

広報のほうにつきましては、全てを載っているわけではないので、載せなかったというのは、これ個人というか、観光施設に関わるそれらの所有する方、個人でなかなか所有している方はいらっしゃいませんので、団体等が所有している観光施設に対しての補助金ですので、一般向けということではなくて載せてはなりません。町のホームページのほうには載せてありますので、またそちらご覧いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長(高山祐一君) よろしいですか。

(「内容」と言う声あり)

観光商工課長(湯本義則君) 内容は観光施設の新設、また改修等に係る補助でございまして、観光施設全般、遊歩道しかり、看板、案内看板等、観光に供するような施設であればほとんどが対象になろうかと思えます。

以上です。

議長(高山祐一君) よろしいですか。

4番 湯本晴彦君。

4番(湯本晴彦君) 4番 湯本晴彦です。

2点お願いします。

1点目が19ページですけれども、土木費の需用費で都市公園施設修繕とありましたが、ここを、もう一度詳しくちょっと教えていただきたいんですが、聞き逃してしまいましたのでお願いいたします。

議長(高山祐一君) 建設水道課長。

建設水道課長(山本和幸君) お答えします。

1つが浜公園の時計修繕ということで、この時計の修繕に42万5,000円ということで計上してございます。

以上です。

議長(高山祐一君) 4番 湯本晴彦君。

4番(湯本晴彦君) ありがとうございます。

2点目ですけれども、8ページ、県支出金の土木費県補助金ですけれども、本郷区民会館だったと思うんですが、これが補助金のほうが、500万が200万が上限だったということで、そこがちょっと違っていたということだったんですけれども、なぜこのようになったか、その辺を教えてください。

議長(高山祐一君) 建設水道課長。

建設水道課長(山本和幸君) お答えします。

総務課長のほうからも説明していただきましたけれども、町の要綱で計算して、町がこの事業に要する補助が限度額の2,000万円だということで、町の要綱で定めてあります。県の要綱では、町が補助する事業費に対しての4分の1ということで、2,000万円の4分の1で500万円ということで予算を計上しておりました。

ところが、県に補助金の交付申請を行ったところ、ただし書のところの解釈を誤っておりまして、そこに書かれている内容を精査したところ、800万円のうち、基準単価掛ける面積掛ける3分の2、もしくは800万円のうちのいずれか低い額を限度とするという記述がございまして、この800万円の4分の1ということで200万円とされたものでございます。

以上です。

議長(高山祐一君) いいですか。

6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） 6番 布施谷裕泉です。

1点お願いします。

16ページですけれども、5款農林水産業費の委託料ということで、森林管理基金繰入金ということで入っております、町単の林道整備、これが325万入っておりますけれども、これは林道笠岳線というふうに説明を受けたと思いますけれども、これは落石かな、発生日時とその整備に至った原因というか、こういうことで整備をするんだということが分かりましたら教えてください。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

発生日時というご質問ですが、現場が笠岳線、旧安南平スキー場へ行くための林道ですが、トンネルがありまして、その前後に度々、昔からというか、安南平スキー場があったときから落石がありまして、その落石の中で、多分29年頃だと思うんですが、相当でかい石が大量に落石してしまったために、そこから通行止めをかけております。

それで、その落石を除去して、その先の旧安南平スキー場を中心とした周辺の森林の境界明確化事業を入れる、現場に入れるための林道整備ということでございますが、ご質問のいつから落石が発生したかについては、前からなんで、通行止めにしたのは多分29年の頃だったと思いますが、そんなことでちょっと端的な答えではないんですが、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（高山祐一君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） 6番 布施谷です。

今、発生日時をお聞きしたのは、それが災害に起因、これは環境譲与税というふうなことの原資になるわけですけれども、災害に起因しているとすれば災害復旧費というふうな形になると思われましたので、それが災害に起因することではないという理解でよろしいですね。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

災害というくくりの中には入らないと捉えております。

以上です。

議長（高山祐一君） 5番 望月貞明君。

5番（望月貞明君） 1点お願いします。

11ページの財産管理費、15節工事請負費に庁舎用の非常用電源の更新の工事とお聞きしたんですけれども、この更新は期間がどのくらいか教えてください。

議長（高山祐一君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

今年度いっぱいということですよ。

更新の期間……。

5番（望月貞明君） 例えば10年たったら更新するとかそういう。

総務課長（小林広行君） 基本ですけれども、庁舎が建設された後、今、この非常用電源の装置が建設されておりますけれども、これはあくまでも消火栓に関わる非常用の電源装置でございますので、今、役場全体の非常用電源装置というのはもう更新をされております。

ですので、その部分だけちょっと更新ができていなかったということでございますので、期間とすれば、多分、20年以上は経過しているのではないかと。具体的にはちょっと記憶にないのでお答えできませんけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男です。

4点ほどお願ひします。

最初に、8ページの歳入ですけれども、民生費国庫補助金の低所得子育て世帯に対するという給付金事業なんです、ネーミングがどうなのかなとすごくちょっと抵抗を感じるのと、5万円1人当たりということで、非課税者、住民税ですかね。これは、どうなのでしょう。自分から申請しなくても、役場のほうで計算して給付してもらえるそういうものなのか、本人が申請しなきゃいけないのか、その辺の仕掛けについてお願ひします。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

ネーミングにつきましては、国のほうから流れてきている名称をそのまま使っておりますので、こちらのほうでこのネーミングにしたということではありません。

それから、この仕掛けについても、細かいところが流れてきておりませんが、基本的には、対象になろうという方についてお手紙を出して、申請を受け付けるという流れになると思います。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） ということは、黙っていれば振り込んでくれるのではなくて、申請してくださいねという、あなたは申請できる対象者なのでしてくださいという通知をもらってから申請するというのでいいんですね。

ただ、それだと、これは町の問題ではないかもしれないけれども、やっぱりこの正式名称で申請してくださいと言われたときに、ちょっと何か抵抗あるような気がしちゃって、その辺の心配はないですか。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

ちょっとこのネーミングの問題については、こちらのほうでつけた名称ではありませんので、

できるだけそういったような配慮をできるのかできないのか、ちょっとまた今後、確認したい
と思います。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） では、2点目ですが、12ページの危機管理費の12節の委託料なんです
が、防災無線システム改修ということで、何かLINEの切替えというようなちょっとメモ書きが
あるんですが、これ中身について説明いただければと思います。

議長（高山祐一君） 危機管理課長。

危機管理課長（町田昭彦君） お答えします。

今回のシステム改修につきましては、現在、防災無線から個別受信機、それからSUGUメ
ールというふうに連動して情報提供をしております、昨日来から一般質問のほうでもご答弁
しておりますけれども、公式LINEについては、既に5月から一部運用開始しているという
状況の中で、ワンオペレーション、いわゆる防災無線1つ操作をすると、それぞれの携帯等に
メール、それからLINE、これが同時に飛ぶようにという内容のシステム改修でございます。

具体的には、LINE側でメールを受けとって、LINE上の配信をするというような改修
を予定しております。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 3点目ですが、16ページ、農業振興費のこれは財源振替で270万円です
けれども、これは何に充てるお金をこう振り替えた、コロナ対策になってはいますけれども、農業
振興費の中でのコロナという部分ですので、これは何に行くお金なのかを教えてください
と思います。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

今年から始めたんですけれども、収入保険の掛金補助、掛け捨て部分の30%を補助するとい
うやつに充てます。これ農林水産省からこの交付金を充てることに積極的に対応しなさいとい
う文書も出ましたので、ここで財源振替させていただくということでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 270万円というのは、じゃ、当初予算で収入保険掛金補助となっていた、
それとしたということですね。

ちょっと掛け捨て部分というふうに言われましたけれども、何か2段階に収入保険となっ
ていて、だからそうか、積立部分じゃないその掛け捨て、毎年掛け捨てになる部分の30%とい
うのがこの270万円ということよろしいですか。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

議員おっしゃるとおりでございます。収入保険は2段階方式で掛け捨て部分と積立て部分というところがある部分の中の掛け捨ての保険料に対する30%補助ということでございます。以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 今、この収入保険と従来の共済ですか、農済、農業共済、両方とも掛金補助を町では行っていると思うんだけど、そっちの旧共済掛金の部分というのは、これを充てていいとかという、そういうのはなかったということですか。収入保険に対してだけは財源充てていいということ。その辺、ちょっと説明お願いします。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

果樹共済というんですかね、農業共済といいますか、それとか収入保険もそうなんですけれども、基本的には国庫補助が両方とも入っているようでございますので、今回、収入保険に限ってというんですか、この補助金をコロナ対策の一環として、農家の収入安定策という意味からここに絞って充てなさいと、充てても構わないよというような内容でございました。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 4点目、最後ですが、22ページ、文化センター管理費の工事請負費、W i - F i という説明だったんですが、聞くところによると98会館もW i - F i 化を検討してあれていると聞くんですけれども、自治体が設置する場合と電波事業者というか、ドコモとかソフトバンクとかそういうところが設置するW i - F i というのもあったり、例えば自動販売機のそのW i - F i 機能付きの自動販売機だとか、その辺で言うと、この文化センターは完全に業者のあれじゃなくて、町が設置するということなんですか。

町が設置すべきものと、業者が無償で設置をしてくれる、その辺の境目というのはどうふうに考えればいいですか。これ、98との関係でちょっと説明いただければうれしいなと思いますけれども。

議長（高山祐一君） 教育次長。

教育次長（宮崎弘之君） お答えします。

今回の文化センターのW i - F i の件でございますが、こちらのほうに関しましては、基本的には非常用、避難所として使えるときのためのものと考えております。今回の文化センターのW i - F i の環境整備に伴いまして、各会議を行える部屋のほうにもL A Nケーブル等を設置したいと思っております。

先ほどおっしゃいましたW i - F i の環境整備の問題ですが、今回に関しましては、施設管理者のほうということになります。民間の事業者さんの関係ではございません。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 文化センター、Wi-Fiのそのアクセスポイントって、やっぱり届く範囲というのがちょっと限られていたりするので、3階建てのあの建物の中では、今、ケーブルという話もありましたけれども、そのアクセスポイントは何箇所設置する、その環境整備の中では予定しているのでしょうか。

議長（高山祐一君） 教育次長。

教育次長（宮崎弘之君） お答えします。

現在のプランでは3階のロビー、それから1階のロビーのほうに設置を検討しておりますが、細部に関してはもう少し詰めたと思っております。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第25号を採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第25号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議案第26号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第26号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

3 議案第27号 令和3年度塵芥車購入事業の売買契約の締結について

議長（高山祐一君） 日程第3 議案第27号 令和3年度塵芥車購入事業の売買契約の締結についてを上程し、議題とします。

質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第27号 令和3年度塵芥車購入事業の売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

4 議案第28号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第4 議案第28号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

質疑を行います。

8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男です。

説明の中では、これ押印廃止という中身だったと思うんですが、今後、こういう印鑑を極力減らしていったり、電子署名だったりいろいろあるんですけども、この押印廃止でこれ1つの様式書類のことですけども、今後、どの程度の申請用紙なり、その中での押印廃止というのを予定されているんですか。何十種類とか何百種類とかあると思うんですけども、その辺、いかがでしょうか。

議長（高山祐一君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

今、渡辺議員がおっしゃられたとおり、数多くの押印をする文書等、申請用紙等があります。これについては、今年度中に総務課のほうで洗い出しを行って、できるだけ今年度中に廃止に関する例えば条例であったり、要綱であったり、規則であったり、いろいろあるわけですが、そちらのほうの整備をさせていただくという予定になっておりますので、今、ここで何件ぐらいというのは把握ができていない、そういう状況でございます。

以上です。

議長（高山祐一君） よろしいですか。

8番（渡辺正男君） はい。

議長（高山祐一君） ほかにございますか。

11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） これ、国の方向の政策ですから理解できるんですが、この署名、押印、それから記名の場合の押印とそれぞれの今までは規定があったと思うんですね。署名の場合は押印しなくてもいい、記名の場合は署名します。そこはいいんですが、訂正があった場合も、申請書等に訂正があった場合、これは今までは何字削除、何字加入で、そこへ訂正印を落とすということだったんですけれども、今後、こういうことを廃止した場合に、訂正者の所在、これが非常に曖昧になって、後日、私はそんなの訂正していないよとか、いろいろ問題があるんだと思うんですが、これは事務的にはどういう扱いをしていくという予定なんでしょうか。

議長（高山祐一君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

現在、具体的にその部分についてはまだ検討されていないということでございますけれども、ただ、一つ言えるのは、誰が訂正したのかということは分かるような、そういったことは考えていかなければならないなというふうには思っております。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第28号を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号を総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いいたします。

議長（高山祐一君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し散会します。

ご苦労さまでございました。

（散 会）

（午前10時28分）